

マイナンバーカードで 証明書のコンビニ交付 Q & A



Q1. コンビニで証明書がとれるの？

A1. マイナンバーカードを持っていれば、コンビニエンスストアで証明書がとれます。利用者証明用電子証明書を搭載している必要があるため、カードの受け取り時に暗証番号を設定していただく必要があります。

Q2. 証明書って具体的には何の証明書？

A2. 住民票・所得証明書・印鑑証明書の3種類になります。また、印鑑証明書をコンビニエンスストアで取れるようにするには、既にお持ちの印鑑登録証の情報をマイナンバーカードに移す必要があります。カード受け取り時に印鑑登録証をお持ちください。

※マイナンバー及び住民票コード記載の住民票の写し、転出者及び死亡者の除票の写しなど、役場の窓口でないとお取りできないものもありますので、不明な点があればお問い合わせください。

Q3. コンビニならどこでもとれるの？

A3. 全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各店舗で利用できます。利用時間は、平日休日問わず午前6時30分から午後11時までです。(12月29日～1月3日を除く)

Q4. コンビニでの操作は簡単なの？

A4. コンビニエンスストアのマルチコピー機で、必要な証明書や枚数を選択していただくだけなので、どなたでも簡単にお取りいただくことができます。その際、Q1に書いてある暗証番号を入力していただく必要があります。

Q5. 所得証明書の年度はいつ切り替わるの？

A5. 特別徴収(会社で給料から住民税を引かれている方)も普通徴収(納付書で住民税を払っていただいている方)も、6月10日(金)から平成28年度(平成27年中)の所得証明書に切り替わります。

※現年度以外は役場の窓口までお越しください。



マイナンバーカード

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎569125

通知カードの受け取りがお済みでない方へ

通知カードの初回配達、平成27年11月までに完了しております。ご不在で受け取れなかった場合、郵便局から役場に返戻され、役場で保管しています。

※通知カードの役場での保管期間は**平成28年6月30日まで**です。保管期間経過後に通知カードの交付を受ける場合は、再交付扱いとなり、1枚につき500円の手数料が必要です。

通知カードはマイナンバーを確認するための書類です。年金・健康保険・介護保険・児童手当・雇用保険・税関係等の手続きが必要になりますのでお早めにお受け取り下さい。

▼受取場所=上三川町役場住民生活課

▼受取日時=平日午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)

▼持参するもの=本人確認書類(運転免許証等)、印鑑

※本人及び同じ世帯の方の通知カードを受け取ることができます。

※別世帯の方の通知カードを代理で受け取るには、委任状が必要です。

代理人(別世帯の方)が持参するもの

- 本人の本人確認書類
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
- 代理人の本人確認書類

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎569125

求職者の皆様へ 「求職者とシニアのための巡回相談会&巡回セミナー」のお知らせ

求職者のためのキャリアカウンセラーによる相談会・セミナーと、シニア世代の社会参加活動支援のための相談会を開催します。参加費は無料です。(要予約)

- ▼期日＝6月16日(木)
- ▼場所＝上三川町役場3階中会議室
- ▼内容＝(1)とちぎジョブモール巡回セミナー
午前10時30分～正午
テーマ＝応募書類の書き方
- (2)とちぎジョブモール巡回相談会
(キャリアカウンセリング)
午後1時～午後4時
就職活動、適職適性診断など
- (3)とちぎ生涯現役シニア応援センター
ぷらっと巡回相談会
午後1時～午後4時
セカンドライフに関するアドバイスなど
- ▼予約方法＝6月15日(水)までにお電話にて
上三川町産業振興課(Tel.56-9150)まで
- ▼問い合わせ先＝宇都宮労政事務所
☎028(626)3053

求職者の皆様へ 「2017 とちぎ求人企業合同説明会」を開催します。

栃木県では、県内企業に就職を希望している平成29年3月大学・短大・高専・専修学校等卒業予定者及び学校卒業後3年以内の未就職卒業者や概ね45歳未満の同学歴卒業の若年者等を対象に「求人企業合同説明会」を開催します。

参加企業は200社を予定しています。また、参加企業はホームページ(<http://www.tochigi-work2.net/>)でお知らせします。

参加を希望する方は、予約の必要はありませんので、当日直接会場にお越し下さい。

- ▼日時＝6月9日(木)
午後1時～4時30分
- ▼場所＝マロニエプラザ(栃木県立宇都宮産業展示館)宇都宮市元今泉6-1-37
- ▼問い合わせ先＝栃木県労働政策課
☎028(623)3224

上三川の自然災害

第三話 五十里洪水(一)

一六八三年といいますが今から三百余年前の江戸時代。東照宮にも大きな被害を与えたといわれる大きな地震が、日光付近でおきました。実は今市付近には「関谷断層」と呼ばれる断層が、今市から福島にかけて走っていて、たびたび大きな地震を起こしており、昭和二十四年二月二十六日も今市地震と呼ばれる大きな地震を起こしているのです。

さて、江戸時代の地震で西川村(現日光市栗山)の葛老山が崩壊し、流出した土砂が男鹿川をせき止め大きな湖が出現しました。

この湖、今の五十里ダムでできた「五十里湖」とほぼ同じ場所にあり、五十里湖に匹敵する規模であったといわれますから、その水量は相当なものであったと推定されます。

湖のできた場所には、今市から会津へ抜ける街道の宿場である五十里村が沈んでおり、会津藩では湖が決壊すると大水害が起きることを心配するとともに、街道の復旧を目指し、川をせき止めている土砂を取り除こうとしました。しかし、土砂を掘り

進むうちに大きな岩に突き当たり、目的を達成できませんでした。そして、地震から40年後、人々の恐れていた事態が発生することになります。



日光市の五十里湖